

国・兵庫県による本校授業料の支援制度

(年額)

制 度 名		高等学校等就学支援金制度 (国) A	授業料軽減補助制度 (兵庫県) B	公費による 給付額の合計 (国)A+(県)B	授業料33,000円 に対する保護者の 実質負担額 (カッコ内は月額換算) ※別途、施設設備費 が必要となります。	
対 象 者		私立高校に在籍する生徒(保護者)	保護者が10月1日現在 兵庫県内在住者			
給付・貸与の区分		給付(返還義務なし)	給付(返還義務なし)			
世帯年収の目安(保護者合算)		所得確認基準額	給付額(年額)	補助額(年額)		
1	生活保護世帯 年収0円 ～590万円未満程度	154,500円未満	396,000円 (基礎額+加算額)	0円 (※県制度は44,000円ですが、 就学支援金で授業料全額 が無償化となるため上乗 せはありません)	396,000円	0円 (実質無償)
2	年収590万円以上 ～730万円未満程度	217,700円未満	118,800円 (基礎額)	100,000円 (110,000円)	218,800円 (228,800円)	177,200円 (月額換算 14,767円)
3	年収730万円以上 ～910万円未満程度			304,200円未満	50,000円 (60,000円)	168,800円 (178,800円)

()内は多子世帯の場合。扶養する子どもが3人以上の場合1万円が加算される。

注1 世帯年収は目安です。実際の給付判定は原則として両親2人分の所得確認基準額を合計します。

注2 年収910万円以上の方については、就学支援金及び授業料軽減補助金ともに給付対象となりません。

注3 各制度から給付を受けるためには、本校が指定する期間に必要な書類を添えて申請を行う必要があります。(本校からの配布物にご留意ください)

注4 就学支援金や兵庫県授業料軽減補助金の受給は、マイナンバー制度を利用した兵庫県の世帯の所得確認が必要となり、所得判定等の事務作業を経て、本校が代理受領するまでに数か月を要します。したがって、受給対象となる場合でも、学校納入金は一旦納入していただく必要があります。

なお、給付金の引落登録口座への振込は、おおむね3か月分を一括して行うこととなりますのでご了承ください。

注5 転・退・休学の場合は、各給付金(支援金)の返還等、精算が生じる場合があります。

注6 就学支援金給付と授業料軽減補助は合算で授業料(年額396,000円)が上限となります。

注7 2023年度から保護者の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職など、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に対象となる、家計急変支援制度が実施されます。

■ 支援金は直接補助ではありません

就学支援金・県の授業料軽減補助金は、高等学校が代理受領します。
制度の基本は、保護者への直接補助ではありませんのでご注意ください。

東洋大学附属姫路高等学校

支給区分の確認方法

次の計算式により算出した所得確認基準額(保護者等の合計額)で判定します。

【計算式】令和5年度(※1)市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額(※2)

※1就学支援金の令和5年4月～6月分は令和4年度の課税状況で判定します

※2政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

上記による算出額	国+県支給額
154,500円未満(年収590万円未満程度)	440,000円
217,700円未満(年収730万円未満程度)	218,800円
304,200円未満(年収910万円未満程度)	168,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータル「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

見本

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) (単位:円)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分 所得額	課税 標準額	総所得① 分厚短期課税 分厚長期課税 山林所得 株式等の譲渡 先物取引	市民税 税額控除額② 所得割額③ 均等割額④ 均等割額⑤ 税額控除額⑥ 所得割額⑦ 均等割額⑧ 均等割額⑨ 均等割額⑩ 均等割額⑪ 均等割額⑫ 均等割額⑬ 均等割額⑭ 均等割額⑮ 均等割額⑯ 均等割額⑰ 均等割額⑱ 均等割額⑲ 均等割額⑳
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②	課税標準額 *記載金額 の合計	課税標準額	調整控除の額は、 税額控除額に含 まれます。 【調整控除額】 概ね1,500円～ 60,000円

※ 住民税が未申告の場合は、課税標準額等の確認ができず、支援金の認定・支給ができません。自営業などで申告が必要な方は、必ず期日内に確定申告を行っていただきますようお願いいたします。

※ 県内の私立高校に通う場合、申請・支払い手続きはすべて学校を通じて行います。

※ 申請から支払いまでには時間を要します。給付金の支払い前に納期が到来する学校納入金は、一旦納入していただく必要があります。

※ 令和5年4月～6月分については、生徒本人が平成18年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者(保護者が2名の場合は一方)の課税標準額から33万円を控除します。

